

令和 4 年

第 1 回市議会定例会 議案第 30 号

函館市恩給条例等の一部を改正する条例の制定について  
函館市恩給条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市恩給条例等の一部を改正する条例

(函館市恩給条例の一部改正)

第 1 条 函館市恩給条例（昭和 28 年函館市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項ただし書を削る。

第 38 条を次のように改める。

(子および孫の扶助料受給の要件)

第 38 条 吏員または吏員であつた者の子または孫の扶助料は、当該子もしくは孫が当該吏員もしくは吏員であつた者の死亡当時 18 歳未満である場合または当該子もしくは孫が当該吏員もしくは吏員であつた者の死亡当時 18 歳以上であつて当該死亡時から引き続き重度障害の状態与生活資料を得るみちがない場合に給する。

第 40 条第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 2 号中「又は」を「または」に、「もの」を「者」に改め、同項第 3 号中「又は」を「または」に、「20 歳」を「18 歳」に改める。

(函館市恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 函館市恩給条例等の一部を改正する条例（昭和 51 年函館市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第 1 号中「いう」の後ろに「。次号において同じ」を加え、「（18 歳以上 20 歳未満の子にあ

つては重度障害の状態にある者に限る。）」を削り，同項第2号中「（前号に規定する子に限る。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和4年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において未成年の子または孫について給与事由が生じている函館市恩給条例第36条の規定による扶助料に係る当該子または孫に対する同条の規定の適用については，同条各号列記以外の部分中「遺族」とあるのは，「遺族（20歳未満の子または孫にあつては，まだ婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者に限り，20歳以上の子または孫にあつては，重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者に限る。）」とする。
- 3 施行日の前日において未成年の子または孫について給与事由が生じている函館市恩給条例第36条の規定による扶助料に係る当該子または孫に対する第1条の規定による改正後の函館市恩給条例第38条および第40条第1項の規定の適用については，なお従前の例による。
- 4 施行日の前日において函館市恩給条例第36条の規定による扶助料について同条例第39条第2項および第3項の規定による加給の原因となる未成年の子または孫がある場合における当該子または孫に対する同項の規定の適用については，同項中「共にする遺族」とあるのは，「共にする遺族（20歳未満の子又は孫にあつては，まだ婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者に限り，20歳以上の子又は孫にあつては，重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者に限る。）」とする。
- 5 施行日の前日において函館市恩給条例第39条第1項第1号に規定する扶助料について第2条の規定による改正前の函館市恩給条例等の一部を改正する条例附則第3条第1項（第1号および第2号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合に

おける当該子に対する函館市恩給条例第39条第3項および第2条の規定による改正後の函館市恩給条例等の一部を改正する条例（以下「新昭和51年恩給条例等改正条例」という。）附則第3条第1項の規定の適用については、函館市恩給条例第39条第3項中「共にする遺族」とあるのは「共にする遺族（20歳未満の子にあつては、まだ婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者に限り、20歳以上の子にあつては、重度障害の状態では生活資料を得るみちがない者に限る。）」と、新昭和51年恩給条例等改正条例附則第3条第1項第1号中「である子」とあるのは「である子（18歳以上20歳未満の子（婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした子を除く。）にあつては重度障害の状態にある者に限る。）」と、同項第2号中「である子」とあるのは「である子（前号に規定する子に限る。）」とする。

（提案理由）

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い恩給権の処分禁止に関する規定を整備し、民法の一部改正に伴い扶助料の受給の要件となる子および孫の年齢を引き下げ、ならびに規定を整備するため